児童手当に関するお知らせ

◎児童手当を受給中の方へ

・現況届の提出は原則不要です。
ただし、一部の方については提出が必要となり、対象となる方へは通知を送付します。提出がない場合には、８月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

・以下の①～⑥に該当するときは、子育て支援課へ届出が必要です。

①児童を養育しなくなったことにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
②受給者や配偶者、児童、児童の兄姉等の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
③受給者や配偶者、児童、児童の兄姉等の氏名が変わったとき
④一緒に児童や児童の兄姉等を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童や児童の兄姉等を養育していた配偶者がいなくなったとき
⑤受給者の加入する年金が変わったとき（公務員になったときを含む）
⑥国内で児童や児童の兄姉等を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

◎令和６年10月から所得制限がなくなりました

・支給対象児童（18歳到達後の最初の年度末まで）のいる世帯で、現在児童手当を受給していない方は、認定請求書を提出することで児童手当を受給できます。詳しくは、お問合わせください。

■問合せ　子育て支援課☎029-885-0340（内）231・232

新たな生活を始める新婚夫婦への支援として、住居費や引っ越し費用の一部を補助します

令和7年度美浦村結婚新生活支援事業

◎主な要件は？

・令和７年１月１日から令和８年３月31日までの間に、婚姻届を提出し受理されている
・美浦村に居住又は、転入・転居の届出をしている
・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である
・夫婦の所得額の合計が500万円未満である
※貸与型奨学金を返済している場合は、所得から返済額控除できます。

◎対象経費となる経費は？

・新規に美浦村内に住宅を取得した際の費用
・新規に美浦村内の住宅を賃借する際に要した費用（賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料）
※ただし、勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該手当分を除きます。
・婚姻に伴う引越しに要した費用
・リフォーム費用

◎助成上限額は？

・夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合は上限60万円
・上記以外の場合は上限30万円

▼美浦村ＨＰ

▶申請方法

必要書類を揃えて、申請期間内に役場総務課にご提出してください。
※詳細についてはホームページをご覧いただくか、役場総務課にお問合わせください。

■問合せ　総務課☎029-885-0340（内）204・205